

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

武雄市長 小松 政

市町村名 (市町村コード)	佐賀県武雄市 (41206)	
地域名 (地域内農業集落名)	東川登町 (内田、水上、北永野、南永野、袴野、宇土手)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 11 月 14 日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・東川登町は武雄市南部に位置し、一級河川の六角川が横断している。
- ・主な農産物としては米・麦・大豆、ハウス栽培でいちご、きゅうりなども生産されている。
- ・農業従事者の減、農家の高齢化の問題解決のため将来の担い手の確保が課題。
- ・大雨の時に上述した六角川からの越水が隣接農地に被害を及ぼす。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・各地区に集落営農組織があるため、圃場整備が行われた農地については集落で優先的に守っていく。
- ・集落で手が足りない部分については農業法人にも協力を依頼する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	402 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	402 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・米麦大豆については集落営農組織、認定農業者などの担い手に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・老朽化している用排水施設等の改修を進め、有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の幹旋や技術的指導を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策…国庫補助、市の補助を活用し、防護柵の設置などにより被害軽減につなげる。
- ⑦保全・管理等…多面的機能支払や中山間地域等直接支払の制度を利用した共同施設の保全管理に努める。
- ⑧農業用施設…定期的な点検を行い、その結果を取りまとめて優先順位を定め、たうえで各種事業を用いた長寿命化を検討していく。